

重要事項のご説明等のご案内

詳しくは下記コードまたはURLより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内を読み込み、ご確認ください。ご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300732.pdf GN24-300732

お支払いする保険金
および費用保険金
のご説明



https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300014.pdf GN25-300014

健康状態告知についてのご案内



https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300430.pdf GN24-300430

サービスのご案内

「共済医療保障プラン」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

医療カウンセリングサービス

- セカンドオピニオンのご相談

健康安心サポート

- 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介）
- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- 介護安心サービス（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供）／認知症TESTER(テスター)
- メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

CareWiz トルト for me

- 歩行機能分析
- 口腔機能分析

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。ただし、『CareWiz トルト for me』については、各特約の補償対象となる方も利用可能です。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社から提供します。

※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」はサービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※「CareWiz トルト for me」のご利用にあたっては、スマートフォンなどが必要です。

※「CareWiz トルト for me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

※「CareWiz トルト for me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。

※上記は「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または右上のコードより「団体総合生活補償保険サービスのご案内」を読み込みご確認ください。コードからご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社へご請求ください。



共済医療保障プラン 取扱内容

■加入資格

2026年1月1日において、満89歳以下で現在当プランにご加入いただいているご本人、および配偶者、子ども。

■保険期間（ご契約期間）

2026年1月1日午後4時～2027年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

ご指定いただきました口座より引き落としします。

■別途プランのご案内

退職時に移行後の引受保険会社所定の条件を満たす場合に、退職時における補償内容の範囲内で、改めて健康状態についての告知を行なうことなく終身の個人保険に移行いただけるお取扱いがあります。

※個人保険の内容は、損害保険の団体契約と異なります。個人保険の内容（補償範囲、保険金額等）・手続き・移行後の引受保険会社等の詳細については、移行時にご案内いたします。

※本取扱いは、移行後契約の契約日時時点の年齢が75歳以下（終身払の場合は85歳以下）で団体総合生活補償保険に2年以上ご加入いただいている方が対象となります。

※本取扱いは今後変更となることがあります。

なお、本取扱いについては東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部までお問い合わせください。

■税法上の取扱い

払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。※上記「税法上の取扱い」は今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の退職者を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（JTB共済組合）に交付されます。

（取扱代理店） 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F TEL：0120-981-756	（引受保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL：050-3461-0076 FAX：03-6748-7876 （2025年8月承認）A25-101586
--	---



JTB共済組合の退職者のみなさま

JTB共済組合

2026年

共済医療保障プラン

（団体総合生活補償保険）

（退職者専用）

保 険 期 間
（ご契約期間） 2026年1月1日午後4時から1年間

継 続 加 入 の 場 合

特にお申し出のない場合、前年度と同一加入タイプにて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。
＜2025年1月以降のご退職により、今年度より退職者専用プランへ移行される方＞
ご退職時に移行希望を代理店へ申告済みの方は、加入申込票のご提出は不要です。

加 入 内 容 変 更 の 場 合
（入院給付金減額）
脱 退 の 場 合

「加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書」
記入見本をご覧ください。

提 出 先

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F
TEL:0120-981-756

保 険 料 払 込 方 法

ご指定の口座より引落としとなります。
引落しは2026年3月の予定です。

申 込 締 切 日：2025年10月22日（水）

＜JTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ＞

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

（ご注意）

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

特長

- JTＢグループのスクールメリットで割安な掛金で加入できます。
- 病気・ケガでの日帰り入院から補償します。
- 傷害補償特約に「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によってケガをした場合にもお支払いします。
- 疾病補償特約に「特定精神障害補償特約」が自動セットされています。
- 保険期間は1年の継続型で、ご継続時満89歳まで継続できます。
- 疾病については、1回の入院あたり180日を限度とし、支払対象期間は1,095日となります。
傷害については、1事故あたり180日を限度とし、支払対象期間は180日となります。
- 病気やケガで所定の手術を受けた場合、入院中の手術・放射線治療（病気のみ）は入院給付金（日額）の10倍、入院中以外の手術は入院給付金（日額）の5倍を給付します。
- 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気(注)については、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱い、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。
- （注）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。医学上因果関係がある病気とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。
- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

傷害・疾病入院給付金（日額）と一時払掛金		●団体契約加入申込票に現在のタイプが打出しされています。 ●現在ご加入の方で、契約条件に変更なしの方は団体契約加入申込票の記載・提出は不要です。 ●天災危険補償特約・特定精神障害補償特約セット			
加入タイプ		A	B	C	D
傷害・疾病入院給付金（日額）		10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
傷害・疾病手術給付金		入院中の手術：入院保険金日額の10倍　入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍			
疾病放射線治療給付金額		10万円	8万円	5万円	3万円
（ 2 0 2 6 年 1 月 1 日 時 点 の 満 年 齢 で す ） 男女共通一時払掛金（年払）	0歳(生後15日以上)～4歳	21,770円	17,420円	10,890円	6,530円
	5歳～9歳	11,040円	8,830円	5,520円	3,310円
	10歳～14歳	10,280円	8,220円	5,140円	3,080円
	15歳～19歳	9,610円	7,690円	4,810円	2,880円
	20歳～24歳	10,780円	8,620円	5,390円	3,230円
	25歳～29歳	13,460円	10,770円	6,730円	4,040円
	30歳～34歳	15,540円	12,430円	7,770円	4,660円
	35歳～39歳	16,080円	12,860円	8,040円	4,820円
	40歳～44歳	16,020円	12,820円	8,010円	4,810円
	45歳～49歳	18,670円	14,940円	9,340円	5,600円
	50歳～54歳	24,460円	19,570円	12,230円	7,340円
	55歳～59歳	32,480円	25,980円	16,240円	9,740円
	60歳～64歳	45,590円	36,470円	22,800円	13,680円
	65歳～69歳	62,360円	49,890円	31,180円	18,710円
	70歳～74歳	94,920円	75,940円	47,460円	28,480円
	75歳～79歳	150,840円	120,670円	75,420円	45,250円
	80歳～84歳	254,070円	203,260円	127,040円	76,220円
	85歳～89歳	371,490円	297,190円	185,750円	111,450円

※疾病：入院支払限度日数180日・支払対象期間1,095日・免責期間0日、傷害：入院支払限度日数180日・支払対象期間180日・免責期間0日
 ※全てのタイプに、傷害・疾病手術給付金・疾病放射線治療給付金（入院中の手術・放射線治療（病気のみ）は傷害・疾病入院給付金（日額）の10倍、入院中以外の手術は傷害・疾病入院給付金（日額）の5倍）がセットされています。
 ※この掛金は、団体割引25%（被保険者（本人）が5,000名以上10,000名未満）、損害率による割引20%を適用しています。損害率による割引率の変更に伴い、掛金が変わっております。
 ※当「フレット」においては、「保険料」を「掛金」、「入院保険金日額」を「入院給付金（日額）」、「手術保険金」を「手術給付金」、「放射線治療保険金」を「放射線治療給付金額」と記載しております。

【ご加入の際には】

「加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書」の記載事項（特に被保険者の満年齢、健康状態の告知など）にお間違えがないか十分ご確認ください。記入事項が事実と異なる場合にはご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 項目名に「※」が付された欄は告知事項となりますので、間違って記入された場合は、該当部分を二重線で抹消して、訂正署名のうえ、正しい内容をご記入ください。
 - 令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で「過去の健康状態告知内容」欄に印字がある場合は、「健康状態告知書質問事項、回答欄記入例」および「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へをあわせてご参照ください。補償対象外となる疾病は、再告知により対象外の条件を削除できる場合があります。
- 〈ご注意〉

 - ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - ・健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や、回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、回答がなかった事実、または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

 - ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

契約条件変更・脱退の場合は、申込欄にご本人がフルネームでご署名ください。

この加入申込票に記入した日をご記入ください。

団体総合生活補償保険更改加入申込票 兼 被保険者明細書 兼 健康状態告知書 (MS&AD型・個賠型)

団体の項目は、契約に際して引当保険会社が定める時に必要な事項（告知事項）です。変更と相違する場合は、この加入申込書に必ず記入し、必ず加入者の同意を得る必要があります。加入者の同意は、この加入申込書の「健康状態告知書」欄に「同意書」を添付することによって行われます。加入者の同意は、この加入申込書の「健康状態告知書」欄に「同意書」を添付することによって行われます。加入者の同意は、この加入申込書の「健康状態告知書」欄に「同意書」を添付することによって行われます。

保険契約者（団体名）
ジェイティービー共済組合

加入申込日
令和7年10月16日

申込者
加入者（加入者）
カナ
コウツウ タロウ
フルネームでご署名ください。
交通 太郎

加入者番号
123456789

前契約加入者番号
0123456789

健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者ご本人用）（注）
質問1 質問2 質問3
はい いいえ はい いいえ はい いいえ
500 500 500
507 507 507
508 508 508
509 509 509
510 510 510
511 511 511
512 512 512
513 513 513
514 514 514
515 515 515
516 516 516
517 517 517
518 518 518
519 519 519
520 520 520
521 521 521
522 522 522
523 523 523
524 524 524
525 525 525
526 526 526
527 527 527
528 528 528
529 529 529
530 530 530
531 531 531
532 532 532
533 533 533
534 534 534
535 535 535
536 536 536
537 537 537
538 538 538
539 539 539
540 540 540
541 541 541
542 542 542
543 543 543
544 544 544
545 545 545
546 546 546
547 547 547
548 548 548
549 549 549
550 550 550
551 551 551
552 552 552
553 553 553
554 554 554
555 555 555
556 556 556
557 557 557
558 558 558
559 559 559
560 560 560
561 561 561
562 562 562
563 563 563
564 564 564
565 565 565
566 566 566
567 567 567
568 568 568
569 569 569
570 570 570
571 571 571
572 572 572
573 573 573
574 574 574
575 575 575
576 576 576
577 577 577
578 578 578
579 579 579
580 580 580
581 581 581
582 582 582
583 583 583
584 584 584
585 585 585
586 586 586
587 587 587
588 588 588
589 589 589
590 590 590
591 591 591
592 592 592
593 593 593
594 594 594
595 595 595
596 596 596
597 597 597
598 598 598
599 599 599
600 600 600
601 601 601
602 602 602
603 603 603
604 604 604
605 605 605
606 606 606
607 607 607
608 608 608
609 609 609
610 610 610
611 611 611
612 612 612
613 613 613
614 614 614
615 615 615
616 616 616
617 617 617
618 618 618
619 619 619
620 620 620
621 621 621
622 622 622
623 623 623
624 624 624
625 625 625
626 626 626
627 627 627
628 628 628
629 629 629
630 630 630
631 631 631
632 632 632
633 633 633
634 634 634
635 635 635
636 636 636
637 637 637
638 638 638
639 639 639
640 640 640
641 641 641
642 642 642
643 643 643
644 644 644
645 645 645
646 646 646
647 647 647
648 648 648
649 649 649
650 650 650
651 651 651
652 652 652
653 653 653
654 654 654
655 655 655
656 656 656
657 657 657
658 658 658
659 659 659
660 660 660
661 661 661
662 662 662
663 663 663
664 664 664
665 665 665
666 666 666
667 667 667
668 668 668
669 669 669
670 670 670
671 671 671
672 672 672
673 673 673
674 674 674
675 675 675
676 676 676
677 677 677
678 678 678
679 679 679
680 680 680
681 681 681
682 682 682
683 683 683
684 684 684
685 685 685
686 686 686
687 687 687
688 688 688
689 689 689
690 690 690
691 691 691
692 692 692
693 693 693
694 694 694
695 695 695
696 696 696
697 697 697
698 698 698
699 699 699
700 700 700
701 701 701
702 702 702
703 703 703
704 704 704
705 705 705
706 706 706
707 707 707
708 708 708
709 709 709
710 710 710
711 711 711
712 712 712
713 713 713
714 714 714
715 715 715
716 716 716
717 717 717
718 718 718
719 719 719
720 720 720
721 721 721
722 722 722
723 723 723
724 724 724
725 725 725
726 726 726
727 727 727
728 728 728
729 729 729
730 730 730
731 731 731
732 732 732
733 733 733
734 734 734
735 735 735
736 736 736
737 737 737
738 738 738
739 739 739
740 740 740
741 741 741
742 742 742
743 743 743
744 744 744
745 745 745
746 746 746
747 747 747
748 748 748
749 749 749
750 750 750
751 751 751
752 752 752
753 753 753
754 754 754
755 755 755
756 756 756
757 757 757
758 758 758
759 759 759
760 760 760
761 761 761
762 762 762
763 763 763
764 764 764
765 765 765
766 766 766
767 767 767
768 768 768
769 769 769
770 770 770
771 771 771
772 772 772
773 773 773
774 774 774
775 775 775
776 776 776
777 777 777
778 778 778
779 779 779
780 780 780
781 781 781
782 782 782
783 783 783
784 784 784
785 785 785
786 786 786
787 787 787
788 788 78